

統計だより はじめての統計

長崎県県民生活環境部 統計課 商工勤労統計班 口木 小百合

=====

5月号登場の有吉さんと同じく、今年4月から統計課に配属されました口木（くちき）と申します。平成23年入庁の9年目職員です。入庁後税務課→広報課→統計課と異動してきました。入庁以来ずっとシステムの管理運営を担当しており、今回初めてシステム担当でなくなったため新鮮な気持ちでいます。

異動発表で配属先を知り思い出した統計のイメージは「トリビアの泉」です。以前放送されていたテレビ番組で面白い雑学や豆知識を紹介する番組でした。（眼鏡の司会者がとっても素敵。「へえ」ボタンで有名な。）

この番組中に「トリビアの種」という、視聴者が投稿した疑問を番組が調査し新しいトリビア（雑学）として発表するコーナーがありました。冒頭によく統計学の専門家が現れて「この目的であれば、方法は△△で〇〇件くらいを調査すれば結果が分かるでしょう」と仰って方法や調査件数を決めていたのですが、当時子供心に「便利！」と感じたのを思い出しました。勿論これ以外にも統計調査に触れているはずなのですが、あまり記憶に残っていません…。ことほど左様に統計について知らなかった&意識していなかったのです。国勢調査の調査票が来れば勿論回答しましたが、内心「面倒だなあ、個人情報ここまで答えるのは嫌だなあ」などと考えていたくらいです。

半年間業務を担当していて、統計調査の重要性が少しずつわかってきました。しかし、3月までの自分にもわかるようにこの重要性を伝えることはとても難しいとも感じています。統計学自体は前述の「トリビアの種」のような調査に役立つことや、調査結果は行政機関の政策形成、企業の営業戦略形成などに使うことはうっすら知っていたものの、「私が答えなくても、大勢に影響はしないんじゃない？ 答えなくても良いのでは？」と考えてしまいがちです。

では、調査に協力しない場合は何か罰を受けるのでしょうか。重要性をお伝えするのは難しいので、罰則などのデメリットを強調して協力を強制した方が良いでしょうか。

統計法では、基幹統計調査の報告義務違反について罰則を規定（第61条）し、違反者には50万円以下の罰金に処すると定められています。更に、近年回答拒否の方について対象者の公表や罰則規定の強化を図るべき、との議論もあるようです。

しかし、罰則を強化したところで、重要性を調査対象の皆様に認識していただければ効果は小さいと考えます。「罰金は払うから、自分たちは回答しない」、「強制らしいから回答したけど内容は適当だよ」といった考えを助長しかねないからです。

統計調査の結果は、現在の把握、今後の予測や政策決定等の様々な場面で利用されています。あくまで例ですが、国勢調査によってある地域の子育て世帯が増加傾向であることが判明すれば、その地域での保育園の数や入所人数が増加するよう政策決定されるかもしれません。また、共働き世帯の割合が増加していることが判明すれば、より共働きの方に便利なよう、窓口以外で申請可能な手続きが増えるかもしれません。

このような調査回答の利点を含め、調査の重要性を対象の方へ丁寧に説明しご理解を得ていくことが今後必要だと思われまます。

このように考えると統計調査は投票に似ているとも考えられます。回答を強制せず、対象者全体に事実のとおりご回答（投票）頂くことが大事という部分が共通しているからです。

現在国を筆頭に、EBPM（※）が推進されており、統計調査の政策への影響は今後より増加していくと見込まれます。言い換えると調査への協力が政策へ反映される可能性がより強まっていくと言えます。また、国勢調査などにおいてもオンライン回答が本格的に導入されており、より手軽に、個人情報を守りながら回答することが可能となってきました。

こういった情報をまじえて今後調査の重要性についてお伝えしていければ、と思っています。

※EBPM（Evidence Based Policy Making）…政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。